

女性部規約

第1条【名称】

関東ろう連盟女性部と称する。略称は「関東連女性部」とし、以下「女性部」という。

第2条【事務所】

女性部の事務所は事務局長宅または必要と認める所に置く。

第3条【目的】

ろう女性の福祉向上をめざすと共に文化・教養を高め、社会参画する事を目的とする。

第4条【事業】

前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1、女性部の社会的地位向上及び福祉に関すること。
- 2、女性部の文化教養及びスポーツに関すること。
- 3、福祉関係団体との連携に関すること。
- 4、その他目的達成に必要な事業。

第5条【組織】

女性部は関東ろう連盟に加盟している団体の女性部をもって構成される。

第6条【種別】

この部の会議は、委員会、代議員会、の2種とする。

第7条

会議の開催は次の通りとし、部長がこれを召集する。

- 1、代議員会は毎年1回開催する。委員会が必要と認めたととき、または、代議員の3分の2以上もしくは、監事から付議すべき事項を示して請求があったときは、臨時に代議員会を開催することができる。
- 2、委員会及び常任委員会は、随時必要に応じ開催する。

第8条

議長、定足数及び議決は次の通りとする。

- 1、代議員会の議長は、出席した代議員の中から選任する。
- 2、委員会の議長は部長がこれにあたる。
- 3、会議は、出席者の2分の1以上をもって成立し、委任状をもってこれに充てることのできる。
- 3、会議の議決は出席者の2分の1以上の同意をもって決するが可否同数の時は議長がこれを決める。

第9条 会議はこの規約に定められているものの他、次の事項を議決する。

委員会 事業計画、予算案の審議、規約等の審議（改正、廃案など）、代議員会 事業計画、予算等の承認規約の承認。その他部長が付議した事項の審議及び承認

第10条【役員】

女性部は関東ろう連盟に加盟している各都県女性部より、部長他2名（委員会の要請がある加盟協会は若干委員数を増やすことができる）代表委員を選出し、委員会を構成する。

委員会は女性部長1名、副部長1名、事務局長1名、会計部長1名、事務局補佐1名、監事1名を選出し、女性部長に事故等ある場合は副部長が代行する。

（財）全日本ろうあ連盟女性部全国委員は全国委員会の協議により定数を選出する。又は、推薦する事ができる。

第11条【定足数】

関東1都7県（8団体）の内、2分の1以上の県協会の出席を必要とする。（委員数ではなく、県協会数による。）

第12条【任期】

部長、副部長、及び事務局長、会計部長、事務局補佐、監事の任期は3ヶ年とする。再任を妨げない。但し、途中就任委員の任期は前任者の残任期間とする。

第13条【会議】

委員会は年4回開く。又は部長が必要と認めた場合は、三役、五役会議、臨時委員会を開くこと

ができる。

第14条【選挙】

女性部の部長、副部長は各県協会女性部より承認された委員をもって選挙により選出する。

「全国委員」は定数により部長、副部長他定数を選出する。（但し、全国委員会に参加義務を担える委員）

第15条【会計】

女性部の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとし、3月末に事業及び会計決算報告を行い、関東ろう連盟の監査を受けるものとする。

第16条【規約変更】

本規約の変更は代議員会において3分の2以上の議決を必要とする。

関東ろう連盟評議員会は3分の2以上の承認を必要とする。

第17条【付則】

（申し合わせ事項＝昭和45年4月1日）

- ① 本規約は昭和44年7月5日より効力を発する。
- ② 昭和45年4月25日規約一部改正（昭和45年5月10日承認）
- ③ 昭和51年6月6日規約一部改正（昭和51年7月4日承認）
- ④ 昭和57年3月27日規約一部改正（昭和57年4月3日承認）
- ⑤ 昭和60年4月13日規約一部改正（昭和60年4月13日承認）
- ⑥ 平成6年10月15日規約一部改正（平成6年10月15日承認）
- ⑦ 平成8年12月9日規約一部改正（平成9年1月13日承認）
- ⑧ 平成12年6月15日規約一部改正（平成12年6月15日承認）
- ⑨ 平成14年3月9日規約一部改正（平成14年3月9日承認）
- ⑩ 2016年（平成28年）4月24日改定。